

# 第2回審議会総括\_(1)審議会の総括

## ➤ 審議結果：「指定管理者制度と運営権の重畳利用の基本的な方向性は相当」である。

| 項目                | 整理事項            | 基本的な方向性                                                                                       |
|-------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営権の重畳利用          | ①対象施設・位置づけ      | ● 計画主体が整備するメインアリーナについて、市が寄附を受け、これを公の施設として設置する<br>※ 上記以外の敷地内その他施設について、民間事業として当該運営会社が維持管理・運営を行う |
|                   | ②運営方式           | ● 計画主体が設立する運営会社を指定管理者に指定し、本施設において「指定管理者制度と運営権の重畳利用は有用」であるため、運営会社に運営権を設定することを基本とする             |
|                   | ③事業期間           | ● 運営期間は47年程度を目安に、計画主体と協議のうえ決定する                                                               |
| ④業務範囲             |                 | ● 計画主体は施設の多目的な利活用を想定していることから、特定事業と任意事業により構成される業務を対象とすることを基本とする                                |
| ⑤利用区分・料金設定        |                 | ● 利用料金は条例の範囲内で運営会社が設定し、自らの収入として徴収することを基本とする                                                   |
| ⑥指定管理料に代わる収入源の取扱い |                 | ● 民間独立採算であることから、運営会社の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減は、原則として運営会社に帰属させることを基本とする                      |
| 資産区分・負担           | ⑦維持管理・運営に係る費用負担 | ● 維持管理・運営（大規模修繕含む）に係る費用は、運営会社の負担を原則とする                                                        |
|                   | ⑧官民リスク分担        | ● 維持管理・運営上の責任は、運営会社が負うことを原則とする                                                                |
| ⑨事業終了時の責任区分       |                 | ● 事業終了段階に、市及び市民に負担が生じないよう調整する                                                                 |
| ⑩PFI手続き・スケジュール    |                 | ● 運営権を設定することから、PFI法上定められた各種手続きを実施する                                                           |
| ⑪ガバナンス体制          |                 | ● 今後事業計画立案において、市及び計画主体の双方によるガバナンスの枠組を構築する                                                     |

## 審議事項

## 指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性 における指摘事項

### 【対象施設・位置づけ】

- 運営会社が公共施設（メインアリーナ）と民間施設の双方における維持管理・運営を担うことを踏まえ、拠点全体の一体的な利活用が実現するよう、市と計画主体との間で、借地に関する取決事項等を整理することが望ましい

### 【事業期間】

- 事業期間の設定にあたっては、施設の法定耐用年数だけでなく、アリーナ運営の事業計画を踏まえた適切な期間を、計画主体の意向を確認し、協議の上決定することが望ましい

### 【利用区分・料金設定】

- 利用料金の範囲を条例上可能な限り幅広に設定すべきである
- 公の施設の性格上、市民などの一般利用と興行における利用料金はわけて整理すべきである
- 「一般利用料金」は公平性のある料金とし、「興行における利用料金」は計画主体がマーケットプライスを勘案して設定できるようにするなど、料金設定の裁量を運営権の重畳利用により担保していくことが望ましい

### 【指定管理料に代わる収入源の取扱い】

- アリーナ単体で独立採算となることが望ましいが、本事業は公共施設（メインアリーナ）及び民間事業の総合的なプロジェクトであることから、プロジェクト全体として独立採算となればよいとの見方もある
- 施設のネーミングライツにより生じる市の収入は、三河安城地域や施設に由来するスポーツ振興など、このプロジェクト全体に還元する仕組みができるよう、引き続き検討されたい

### 【ガバナンス体制】

- 本事業では、リスクの大半を計画主体が負うため、計画主体の事業計画を阻害せず、運用面で過度な負担が生じない程度のガバナンスの枠組みとすることも考えられる

# 第2回審議会総括\_(2)委員からの指摘事項 (2/2)

## 報告・確認事項 アリーナプロジェクト延期と今後の進め方

- 今後の進め方等に異論ない

## 報告・確認事項 第1回審議会の振り返りと論点確認

- 第1回審議会の総括及び、委員からの指摘事項に対する市の方針に異論ない

## 報告・確認事項 計画主体との協議状況

- 運営事業者を非公募で選定する場合の選定理由及び評価方法等の整理が必要である

## 報告・確認事項 アリーナプロジェクトの意識醸成活動

- 市民等に向けた意識醸成活動は、非常に良い取組だと考える
- 本事業の対象地は、三河安城駅から非常に近い立地であるため、駅周辺の公有地利活用など、周辺地域一体での賑わい創出に取り組むことが望ましい



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**